

鷗外・史伝『都甲太兵衛』論

山崎一穎

(序)

鷗外の史伝小説の系譜について「まず第一に『波江抽斎』『伊沢蘭軒』『小嶋宝素』『北条霞亭』の作品が考えられる。この系譜は、医者にして儒者であり、しかも集書家、校勘家である近世考証学者の伝記である。これらの作品群は彼等の学問業績を正しく位置付け、交遊に思いを馳せ、思考に学び、生活をみつめることによって、近世文化史並びに生活史を構築している。これらを鷗外正系の史伝小説の主軸に据えることができる。なお、『寿阿弥の手紙』もこの正系の史伝小説群に組み込んでよいと考える。(中略)次に鷗外史伝に強く \wedge 雪冤 \vee のモチーフが働いている作品群がある。『津下四郎左衛門』『鈴木藤吉郎』がそれである。(中略)更に『栗山大膳』や『都甲太兵衛』には鷗外の理想とする生き方を直接的に吐露している」(注1)とかつて記した。しかし、その時『鈴木藤吉郎』、『都甲太兵衛』については作品世界を分析した上で

の実証的位置付けではなかった。単に印象批評の域を出ていなかった。それ故、『鈴木藤吉郎』については別に稿を用意しているので、本論考では『都甲太兵衛』に言及したい。

(一)

鷗外は『都甲太兵衛』(初出、大正六年一月一日から七日まで「大阪毎日新聞」・「東京日日新聞」に連載。後、『都甲伝存疑』を補して史伝小説集『山房札記』 \wedge 大正八年十二月十八日、春陽堂刊 \vee に収録)を執筆するにあたって、刊本『宮本武蔵』(注2)に記載されている都甲太兵衛の逸話に焦点をあてている。その一つは「太兵衛が宮本武蔵に見出された」と云ふ話(一)を取り上げている。鷗外の用いた原史料の一本『宮本武蔵』の第八章「逸事」に

(A) 武蔵一日忠利公の側に侍し、御家には剛毅正敏の士多き中にも、只今見たる武士こそ殊にすぐれては見候へといふ、公それは誰かと問は

るに、その名は知らずと答ふ公即ち人をして、某々の人をめし出して、この者どもにやと尋らるれど然らずといふ、然らば汝往きて連れ来れよとあるに、武蔵座を立ち率ゐ来れるは、都甲金平といふ武士なりけり、公即ち都甲に物を賜ひてこれを嘉みせらる、(中略)都甲は平生心胆を鍊らむとて毎夜天井より刀の拔身を糸にて釣りその下に伏せりといへり、武蔵の多くの人の中より、この者を見出したるその眼力思ふべし(原田氏雜録)

という記述がある(傍点山崎以下同じ)。更に、鷗外の使用した原史料『都甲文書』(注3)中に次の二つの史料がある。

(B) 又武蔵殿御殿へ罷出妙解院様へ御物語の序ニ上ニはよき御家来を御持被成候定而逸稜御用ニ立可被申と被申上ければ公何某そとの玉ふいや名字も不存候得共其つらたましひ尋常の者ニ而ハ無之段被申上ければ御吟味成候処御玄関ニ詰居し都甲太兵衛めニ而候比頃迄ハ歩御小姓ニ而格別際立候働も無之内之□に候へは諸人いな事と存候武蔵殿太兵衛ニ向ひ何そ覚悟之筋も候哉と尋られけれ共覚悟としては無之段及返答候得共頻ニ尋被申けれはいや武芸の一ことも仕覚へ不申候得共幼年之砌より死を究る事を修行仕候其修行之次第ハ居へ物きらるゝ物と思ひ日々其気分ニ成侯心持ニ而居候へ共初メ之内ハ少しも平常ニ替不申候処しばらくして甚気味悪しく死する心おそろしく成候得共益おこたらず修行しければ後ニは右様の心絶て無之平日ニかわる□なきやうに相成候常住坐臥死する心ニ而居候へは何事も易ク苦ニならぬ事ニ而候か様の□共仕覚へ候外ニは何の覚悟も無御座段返答有之候されハ嶋原

ニ而て之武功もさる事にや武蔵殿之鑑察各凡慮の及ふ所ニあらす(雜録。雜撰録)

(C) 都甲太兵衛ハ誠忠ノ人ナリ宮本武蔵肥後ニ来リし時一藩皆劔術無双ハ先生来ルト大ニ喜ヒシガ太兵衛一人ハ顔ヲ擗メテ何処ノ馬ノ骨トモ知レヌ素浪人者御召御目見トハ以ノ外ノ事実ニ劔呑千刀ト嘆キケル御目見ノ当日ニハ太兵衛御玄関ノ脇ニ控エ様子ニヨリテハ只一刀ト身構シテ居ケルカ武蔵御目見モ濟藩士一同ノ席ニ下リシガ或人武蔵ニ肥後ニテ武術ニ達セン人ト御認ナサルハ誰人ナルヤト問ヒケレハ武蔵云御玄関脇ニ控居タル都甲ト云人ハ誠ニ見ル処アル武士ト見受申トナリ太兵衛元来劔術ノ達人ト云程ニモ無リシガ只一打ト身構シテ居タル処身体ニ少モ透間無カリシカバ左様ニ見取ラレシニヤ(雜録)

鷗外は刊本『宮本武蔵』より「雜録と題した一の記録」(一)の方が「プロバビリテエが大きいやうに感ずる」(同)と見ている。すなわち、宮本武蔵が太兵衛を見い出す経緯と会見の場の設定は、史料(A)(B)(C)の傍点の部分をつないで史料の整合をはかっている。具体的に述べると、太兵衛を見い出す経緯は、史料(C)を中心として(A)(B)を以て補綴している。会見の場の様子は、史料(B)によって構成されている。勿論、史料がいずれも宮本武蔵に焦点が絞られているのは言うまでもない。どの史料も武蔵の眼力を称えたものである。しかし、鷗外の視線は武蔵にはない。武蔵が見い出した人物都甲太兵衛にある。鷗外の視線は、史料(A)では「都甲は平生心胆を鍊らむとて毎夜天井より刀の拔身を糸にて釣りその下に伏せりといへり」、(B)に於いては「幼年之砌より死を究る事を修行仕候

其修行之次第ハ居ヘ物きらるゝ物と思ひ日々其気分ニ成候心持ニ而居候ヘ共初メ之内ハ少しも平常ニ替不申候処しばらくして甚気味悪しく死する心おそろしく成候得共益おこたらず修行しければ後ニは右様の心絶て無之平日ニかわる□なきやうに相成候常住坐臥死する心ニ而居候へは何事も易ク苦ニならぬ事ニ而候か様の□共仕覚へ候」に、(C)にては「元来剣術ノ達人ト云程ニモ無しシガ只一打ト身構シテ居タル処身体ニ少モ透間無カリシカバ」という記述に定まっている。太兵衛の武士としての心構えに鷗外は目を据えている。

逸話のその二は「太兵衛の石盗人と云ふ話」(四)である。

(A) 徳川將軍江戸城を修築せらるゝにあたり、諸候に金品石材等を賦課せしことあり、その時各藩の石材等は直に運ばれ地を画して堆きに、肥後藩のみ未だしかりき、かゝれば漸漸公辺の沙汰悪しくなりければ、公都甲を召して石材等運搬を命ぜられる、都甲日を夜に継ぎて、奔走し各藩に先ちて納め済となる、然に世間風説して都甲金平に石盗人の嫌疑かかり終に幕府の獄に下さる、日夜拷問厳酷なり、都甲白状せざるが故に、篠揉といふ法を以て責む、篠揉とは管竹の小口を薄くくりぬき、これを膝におしあてゝ揉む時は小口の竹へ肉入る、その肉の入りたる竹を引きぬく時膝に小孔を生ず、この孔に沸騰せる醬油を注入して責るものなり、かくのごとき苛酷の責にあへども都甲は平然として答へず、果ては責手の仕方にぶしとて、自から取りて我が膝を揉みてその醬油をさし／＼したりしかば、その肉山桃の実のごとくなれり、幕吏等今は責るもかひなしとて石盗人の都甲金平、もはや疑なし

放免すといふ、都甲これを聞いて奮然として、石盗人とは不都合なり、石盗人にては無きこと判然して放免せらるゝに非ずやといへば、吏、其の魚忽なりしを謝して都甲金平石盗人にあらざること判明せしにより放免すとてかへしたりといふ 原田氏雜録(『宮本武蔵』)

(B) 江戸城修築ノ時諸候ニ課シテ石ヲ納メサセラレシガ時ニ肥後藩ハ非常ノ困難ニテ中々納マリ兼シニ都甲太兵衛我ニ一策アリト申受テ人夫ヲ引連他ノ諸候ノ運ヒテ来ル石ノ標ヲ取除ケ肥後ノ標ヲ打数日ノ間ニ納メ済タリ既ニシテ事發覺シ直ニ幕吏ニ捕縛セラル白状セサルニヨリ拷問ノ数ヲ尽シ遂ニ膝上ニ石ヲ積タレハ骨モ肉モ碎ケ血流ルトモ無言ナリ因テ股肉ヲ穿チ醬油ヲ熱シテ流シ込ミケリ肉ハ穴カラ持上リ山桃ノ如シ然レトモ白状セズ最早拷問ノ手モ尽果テ一策ヲ考ヘ石盗人都甲立テト呼ハレトモ勳カズソコテ細川ノ士都甲御疑晴レタリ罷立ト呼ハリシガ悠然トシテ立去レリ此故ニ都甲ノ家ニハ今ニ至テ山桃ヲ食セストナリ 雜録(『都甲文書』)

鷗外は史料(A)(B)を適宜按配して記述しているが、史料の比重は(B)にかかっている。都甲太兵衛は獄丁の拷問にも屈せず、役人の詭計も功を奏さなかつたので放免された。鷗外は文末に史料にないが、放免された事実から帰納して「最後の手段が功を奏せぬときは放免することに、兼て決定してあつたのである」(六)と説明を加えている。

更に「今一つの太兵衛が逸事は密謀秘計に属してゐて、あらはには記載せられていない。しかし太兵衛の身に取つては、これを外にしては原城の戦功、これを内にして此の継嗣問題に関するはたらきが、二大事件

であつたであらう」(六)といつて、その三に継嗣問題をとりあげている。原史料は『都甲文書』による。

一 上畧御國中未々迄モ何角批評仕至極危キ御事ト甚氣遣仕候由佐渡儀ハ始終ノ事テ思慮仕寄之へ密意ヲ委細ニ申含メ寄之即夜罷立申候都甲太兵衛ハ当時鉄炮頭ニテ武功有之者ニ付今度寄之へ差添江戸へ差越申候 中畧 則太兵衛九兵衛兩人共式部九郎兵衛一所ニ江戸へ差立申候 輿長儀ハ御国ノ儀万端手当仕江戸ヨリ御左右相待申候 光尚公御逝去 綱利公御家督一件ノ記録

一 梅原九兵衛ト云ハ 中畧 酒井雅楽頭忠世ノ御入魂タル故 中畧 佐渡存念ノ趣委ク申含自然此願叶マシキニ於テハ席ヲ不去シテ其方覚悟仕ベシト申候九兵衛申ハ委細仰ノ趣承リ又先以新參ノ私か様ノ御使ヲモ可相勤者ト御見立ニ預候事忝仕合武士ノ本意ト存スレバ此節ノ御奉公随分共相勤可申ト申候左モアラバ足輕大將都甲太兵衛ヲ式部少輔ニ差添ノ間万端無腹藏太兵衛ト示合シ御為宜シク相勤ムベシト申渡都甲梅原二人モ式部少輔一同ニ熊本ヲ発足セリ 下畧 松井氏記録

鷗外はこれらの逸話から「都甲太兵衛が終生の工夫は極めて簡易であつた。約めてこれを言へば死を決すると云ふことの外に出でない。何事にもせよ、死を決してこれに当る。そしてこれを成し遂げずは已まぬのである。手段の奈何の如きは、その間ふ所では無い」(六)と言いつつ。ここに作品の中核が据えられている。この事を更に敷衍して、鷗外は「決死の反面には、冒険がある。死を決して為す所のものは何ぞと問ふ時、そこに事業家と冒険家との袂を分つ岐路が開かれる」(七)と言つ

ている。勿論、鷗外は死を決する心を好ましいと考えつつも、単なる冒険に類する蛮勇を評価してはいない。その理由として、鷗外が記する次の逸話を挙げたい。相撲取りらしい大男が人を斬つて、白刃を手に空屋へ逃げ込み錠を下して閉じ籠もつた時、太兵衛は壁を壊わして尻から入り、容易に下手人を捕えたという話(注4)である。この逸事を「細川家に召し抱へられて歩小姓にせられた後の太兵衛も、亦恐らくはこれを敢てしなかつたであらう。此事件は必ずや太兵衛が浪人時代のすさびであつただらう」(同)と見ている。死を決する心が無謀な功名心に支えられた冒険である所に鷗外の肯ぜないものがある。

すでに鷗外は史伝『栗山大膳』に於いて、死を賭して讒訴した大膳が「心得て置くべきは権道である。これを見切と云ふ。取るは逆、守るは順であるから、これは不義だと心附いた事も、こればかりの踏違へは苦しいと、強く見切つて決行するのである」と言っている。この人見切るVと人死を決するVとを同質のものと捉えている。

鷗外史伝にはこのようにテーマを明白に正面に押し出している一群がある。あくまでも私心を捨て、死を決して強く見切る人物に好感を寄せている。『都甲太兵衛』こそ、この鷗外の理想とする心情をテーマに捉えた作品の一つである。

(二)

『都甲太兵衛』に於いて注意すべきは、鷗外の小説作法である。鷗外の言葉を借りれば「歴史小説を書くに當つて慣用した思量のメカニズ

ム」(二)について検討しなければならない。この小説は逸話から成り立っている。しかも、継嗣問題を除いた他の三つの挿話はいずれも事の起った年月が定かではない。それを鷗外は追求めようとするのである。その手順を押えておきたい。

武蔵が都甲太兵衛をいつ見出したかという事を考察するにあたって、まず鷗外の手許で明らかになっている事実を明示しておきたい。

慶長十七年(一六一二) 四月

武蔵京都から豊前の国小倉(細川忠興の治世)へ佐々木巖流と戦うべく行く。試合後下関に引きあげる。

* 慶長十九年(一六一四) 大阪冬の陣

* 元和元年(一六一五) 大阪夏の陣

* 元和七年(一六二一) 細川家代替(忠興から忠利へ)

* 寛永九年(一六三二) 細川家国替(豊前国から肥後国へ)

* 寛永十四年(一六三七)

* 寛永十五年(一六三八)

島原の乱

二月二十七日

寛永十七年(一六四〇) 八月

武蔵忠興の嗣子忠利に抱へられる。

鷗外は慶長十七年(一六一二) 四月から寛永十七年(一六四〇) 八月までの二十八年間に「時間の街道に一里塚の如くに布寄せられてゐる此歴史上既知の事件を数へて、武蔵と都甲太兵衛との会見の時を、做し得る限精しく極める目標にしよう」と(二)するのである。一方、都甲太

兵衛の「先祖附」から明らかになっていることは、

一、「細川忠利がまだ豊前を領してゐた頃召し出されて歩小姓になつた」(一)。

二、「細川忠利が封を肥後に移された時、太兵衛は忠利の供をして熊本に往つた」(同)。

三、「島原一揆の時、太兵衛は忠利の陣にゐて原城に攻め入るに當つて、八本丸一番乗りの功を顕し、知行三百石を賜はり、鉄砲十挺を預けられた」(同)。

以上の三点である。

そこで鷗外は太兵衛が武蔵に見い出されるための条件として、「太兵衛と云ふ雖が脱穎して出でた前でなくてはならぬ」(二)と考える。しかし厄介なのは太兵衛の仕官の年月が明らかでないことである。鷗外は「忠興の三齋が致仕した元和七年の後、即ち細川家代替の後で、忠利が肥後に移された寛永九年の前、即ち細川家国替の前でなくてはならない」(同)と考える。しかも、下限は原城の陥落した寛永十五年二月二十七日より前でなくてはならない。そこで鷗外は「太兵衛の武蔵に見出され得べき時は、元和七年から寛永九年までの十九年の間に限られる」(同)と一応定める。

そして、再度武蔵について「前には単に武蔵が忠利の扶持を受けた時のみを眼中に置いたが、今は進んで此人が始て忠利に謁した時を考へ」(二)ようとする。鷗外は「島原役後の此召抱を以て初謁見の期とするときは、太兵衛を見出すことは無用の事となつてしま」(同)う。必ず

や「忠利は召抱に先だつて武蔵を引見する機会」（同）があつたであろうと推測する。当然元和七年から寛永十七年までの二十余年間のうちと、同じことになり、太兵衛側からの考察より一步も進捗を見ない。そこで刊本『宮本武蔵』第六章「肥後候に仕ふ」の記事に目をつける。

「寛永九年細川越中守忠利公肥後国熊本の城主と為りて小倉を去る、仍て小倉は小笠原右京太夫忠真公の領となれり、同十一年武蔵伊織を率て小倉に来る、忠真公篤く之を遇せらる、留まること数年、同十四年肥前島原の乱あり、忠真公出陣武蔵伊織と共に之に従ひ伊織抜群の功あり、（中略）同十七年、武蔵忠利公の招により小倉を去りて肥後に来る、抑も武蔵の人と為りと、その劍の妙技とは夙に公の知らるゝ処なるにより、」

鷗外はこの記述を踏えて、「寛永十一年に養子伊織と共に豊前國小倉に来て、細川氏に継いで此国を領する小笠原右京大夫忠真の許に客寓するに至るまで、武蔵の九州の地を踐んだことを聞かない。武蔵が熊本に入つて忠利を見たのは此客寓中の事ではあるまいか。若し然らば原城陥落の十五年までの間は僅に五年で、此の間にいつか忠利が武蔵を引見し、武蔵は其時太兵衛を認識したことになるであらう」（二）と推測する。

武蔵は仕官を希望してはいなかったが、九州の地で終焉の地を物色していたらしいし、忠利は柳生派の剣道を学んだ人である。そこで「此隻方の意志から武蔵が忠利に謁することとなつたのであらう」（三）と考へる。そして、その時太兵衛は武蔵によって見い出されたであらうとも考へる。そうすると、武蔵が小倉に来てからやや時を経た後で、島原の

乱の前であらうということになる。遂に鷗外は「わたくしは寛永十二年か十三年の内、忠利の在国してゐた間の事だ」としたい」（同）と結論を下している。

武蔵と太兵衛との出会いの年月を詳らかにするために思考した時間の詰めは合理的である。それにもかかわらず鷗外は「歴史家はこれを見てわたくしの放肆を責めるだらう。小説家はこれを見てわたくしの拘執を笑ふだらう。西洋の諺に二つの床の間に寝ると云ふことがある。わたくしは折々自ら顧みて、此諺の我上に適切なるを感ずる」（二）と苦汁な心情を告白している。この歴史小説の方法としての脚註は、一般論としては成り立つが、この場面では適切でない。史料操作は整合性があり、充分納得が行き説得力もある。何故にこの箇所にもこのようなコメントが挿叙されたのかその理由を考えなければならぬ。この問題を処理する前に今一つの逸話である石盗人の年月考証過程を検証した上で考えたい。

「細川家は家臣にこの難事を命ずるに、必ずや材能衆に踰えた人物を選んだことであらう」（五）とするのは正鵠を射ている。それ故に「未だ頭れざる歩小姓の太兵衛でなくて、軍功に依つて三百石を賜はつた太兵衛だらう」（同）と考へる。当然原城の陥落した寛永十五年以後で、太兵衛の歿する承応二年以前と考へる。この間に江戸城修築の年を『徳川実記』によってメモしている。

寛永十六年二月十五日 江戸城諸門。

八月 二日 西丸の石垣。

八月十六日
八月十一日の江戸城の火事により修築。
十七年四月 五日

そこで鷗外は「太兵衛が石を調達したのは、寛永十六年の修築の時であつたかと推測する」(五)のである。『山房札記』に収録の際『都甲伝存疑』(芝氏記)が併せ載せられている。それによれば、「都甲太兵衛が石材を調達したのは寛永十五年より後の事と仮定する時は、寛永十六年の江戸城修築の時であつたかと推測することは至当である」といい、しかし、「この時の献材は細川家より願出でたるもので、格別の工事ではなかつた」。むしろ、「寛永十三年の江戸城外郭修築の時」が、「石材の伐採蒐集には苦心労力経費等一方ならぬものがあつた。(中略)太兵衛の手腕を顕したのは或はこの時ではなかつたらうか」とある。

このような存疑が提出されるということは、鷗外の思量にどこか十全でない所がありはしないか。今一度検討してみよう。「材能衆を踰えた人物を選んだ」であろうことは当然である。そして「軍功に依つて三百を賜つた太兵衛」ではなくてはならないと考えるのも現実的感覚からいって当然であろう。しかし、この時、何故鷗外は武蔵に見い出され、平常心を申し上げた歩小姓太兵衛を否定してしまつたのか。確かに実績が伴わない武士を登用する危険は言うまでもない。しかし、△武蔵に見い出され、日頃から死を決して武士として鍛練している歩小姓の太兵衛▽、△軍功に依つて三百石を賜つた太兵衛▽という二方面から考察する必要があつたと思われる。前者を考えれば、武蔵に見い出された寛永十二、三年以降で島原の乱(寛永十四年)以前ならば、『都甲伝存疑』

のいう寛永十三年の修築が考えられる。因に『熊本藩年表稿』(注5)によると次のようになってゐる。

寛永十一年(一六三四)十一月

是月江城修築の助役の命あり。伊豆国石場へ石切出のため役人を派遣す(御家譜続編)

寛永十三年(一六三六)一月八日

江戸城総郭の造営始る。本藩受持の丁場は錢亀橋・御成橋見付枡形一六四間余で、長岡佐渡を惣奉行として行(徳川実記、御家譜続編)

記録によると、寛永十三年の江戸城修築の命は同十一年十一月に藩に下達されている。『都甲伝存疑』が指摘する通り、寛永十三年の江戸城修築は細川藩挙げて為された難事業であつたことを思うと、この年の可能性の方が十六年の時のそれより大きいと思われる。鷗外の参看した『徳川実記』には、勿論寛永十三年の修築は記載されている。鷗外の意識が「未だ顕れざる歩小姓の太兵衛でなくて、軍功に依つて三百石を賜つた太兵衛だらう」(五)という所で動かなくなっている。先入観も働いていたと思われる。それ故、鷗外は『徳川実記』の寛永十五年以降を調べ、それ以前は等閑に附してしまつたため、問題が生ずるはめになつたのである。少くとも石盗人としての逸話の件に関しては、鷗外の意識は自由に働いてはいない。固定化されている。この事は次の逸話の場合と比較して考えると明白である。

人を斬り白刃を引つ提げて立て籠つた男を、尻から入つて相手の油断

に乗じて擱まえ、「尻なら一太刀位切られても大事無い」(七)と嘯いた逸話を鷗外は、「原城の軍功に依つて三百石を贏ち得た後の太兵衛は、

(三)

断じて策此に出で」(同)なかつたらうし、「細川家に召し抱へられて

歩小姓にせられた後の太兵衛も」(同)軽率な行動にはでなかつたであろうと考えている。そして「此事件は必ずや太兵衛が浪人時代のすざびであつただらう」(同)と、太兵衛の精神を評価し信じている。この逸話のごとく、太兵衛の精神に比重を置くならば、石盗人の逸話でも武蔵から日頃の心構えを問われ、己れを据物と観じて心を乱すことがなくなつたことを話した時、武蔵からこれこそ武士道であるといわれた太兵衛の精神と決死の覚悟で石盗人となつたそれを接続して考えてもいいはずである。歩小姓よりも三百石賜わつた後の太兵衛に可能性があると見た鷗外の常識はやはりそれに束縛されている。この時の鷗外の意識は小説的虚構よりもより歴史に近づいていと思われる。しかしながら歴史の方から見れば、△放肆▽と責められても已むえない結果を露呈している。歴史に近づきながらそれに足を掬われている。

微視的に見れば、この石盗人の逸活の後に前述の鷗外の脚註が挿叙されるべきでなかつたのか。この箇所にて、△放肆▽と△拘執▽の二つの床の間に寝苦しく寝ている鷗外を見逃すわけにはいかない。鷗外が意識して記述した箇所には、その脚註が適切にあてはまらず、むしろ、意識していない所にこそ、それがあてはまるのも皮肉である。

更に、巨視的に鷗外史伝を見れば、『都甲太兵衛』に於けるこの脚註は、むしろ『鈴木藤吉郎』にこそ記すべきであつたのではなからうか。

小説は太兵衛に関する逸話を繋ぐ形で構成されている。しかも、その逸事のあつた年月を考証する形をとっている。作品の構図は

- 一 都甲太兵衛の素描。／武蔵に見い出された逸話の紹介。
- 二 逸話の年月の考証。
- 三 逸話の年月の考証。／会見の様子。
- 四 会見の様子。／石盗人という逸話の紹介。
- 五 逸話の年月考。／入牢。／拷問。
- 六 放免。／継嗣問題。／鷗外評。
- 七 鷗外評。／浪人時代の逸話の紹介。／都甲家略譜。

以上のごとくである。

極言すれば、事件の年月など不明であっても小説としては成り立つはずである。なまじ年月の考証などして不手際が生ずると、小説の結構を破ることになる。鷗外の嗜好はその逸話の年月を推定せずには措かない。その試みは大変な知的冒険であると言わざるをえない。それ故、大局から見れば△放肆▽と△拘執▽の間に苦悩する思量のメカニズムの吐露は不自然ではない。しかし、細部に拘泥すればすでに考察したように、鷗外が自らの手の内を明かす形で心情を吐露する場面はいささか場が違っているようだ。小説家としての意識と歴史家としてのそれとの均衝が崩れた時に、その亀裂が生じている。しかも、その亀裂に鷗外は氣

づいてはいない。より歴史に近づいた時小説世界は歪み、同時に歴史の世界からも弾き飛ばされてしまう。歴史小説家の宿命ともいえる。

『都甲太兵衛』に於いて、方法上の瑕瑾があるにもかかわらず、小説世界が破綻を見せないのは、鷗外が太兵衛にありたき生を見る。モチーフの強さによっている。モチーフからテーマへの明確な限取りが、小説を生動させている。

すなわち、都甲太兵衛の武士としての日常の心構えに鷗外は理想的姿を見ている。「都甲太兵衛が終生の工夫」(六)は、「死を決すると云ふこと」(同)であった。しかし、鷗外は死を決するといっても、功名心に逸る無謀な冒険心を認めてはいない。死を決する心はその人の平常心としてなければならぬ。この平常の心構えが「事業家と冒険家との袂を分つ岐路」(七)である。

武蔵に平生の心掛けを問われた太兵衛は「据物の心得」について語っている。初めは「動もすれば据物ぢやと云ふことを忘れて」(四)しまつて仕方がなかった。次に「据物ぢやと云ふことは不断に心得て」(同)いるが、それが「恐ろしうて」(同)ならなくなって来たことを話す。意識すれば恐怖心に襲われる。それを克服すべく修養した結果、今では「据物ぢやと存じてゐてそれがなんともなりませんでした」(同)と静かに語った。この太兵衛の心的変化に注目したい。虚舟の喩えともいふべき心にまで覚醒して来た太兵衛の不動心を見逃してはいない。この心構えが死を決する心に発揚されるのである。ここに鷗外は理想的人間の生き方を創定している。

鷗外が歴史小説で追求して来た理想的人間像は「待つ」・「耐える」・「死を決する」を契機にして造型されている。その対極に史伝小説『栗山大膳』の強く「見切り」して行動する人間が創定されている。この『都甲太兵衛』の「死を決する心」も『栗山大膳』の「見切り」と等質な精神構造を持っている。なぜならば、いずれも己れの全存在をある一点に賭けることであり、それに凝縮された濃密な時間の充実がある。この「待つ」・「耐える」ことと、「見切る」・「死を決する」こととの関係については、かつて論じたことがあるのでここではふれない(注6)。このような契機の発見は小倉左遷時代(明治三二年〜三六年)の鷗外の生き方や心の持ち方と関係している。注目すべきはこの時期に、クラウゼヴィツの『戦論』を論じている点である。「待つ」・「耐える」ことと「見切り」・「死を決する」ことと、『戦論』の「待敵と決戦」との関係は同質であるといえる。小倉時代に武蔵の残した「光沢鑑すべき一振の木剣」(三)と、「款識のない達磨の画」(同)を鷗外は見ている。武蔵を通して都甲太兵衛に注目して行くのは、鷗外自身の身の処し方と関連してくる。ここに『都甲太兵衛』を艸する意味があると言える。

(注)

1 「本の本」(第二巻第十二号、特集・森鷗外、昭和五十一年十二月一日、ポナンザ発行)掲載の拙稿『史伝「細木香以」覚書』、四六頁。

2 宮本武蔵遺蹟顕彰会編纂『宮本武蔵』(明治四十二年四月二十七日、金港堂書籍株式会社刊行)。本書では都甲太兵衛という名でなく都甲金平となっている。鷗外は「都甲氏の先祖附を閲するに、金平と云ふ名は九代目の

「都甲金平一人の外には無い。(中略)しかし初代の太兵衛も或は一たび金平と称したことがあるかも知れない」(一)と記している。

3 鷗外が『都甲文書』(東京大学鷗外文庫蔵)と題簽を付した文書は、都甲家十代の源藏の記した「先祖附」と、鷗外が他の記録から筆写した都甲太兵衛に関する逸話から成り立っている。なお、「先祖附」の末尾の余白に鷗外は「右子孫ハ八代郡松求麻村八代製紙株式会社職/源藏長男都甲千秋」と三行朱筆で書き付けている。

4 原史料『都甲文書』に次のように記されている。

都甲太兵衛ハ原之役にて抜群の武功ありたる人なりこの人何方へか被参候節大勢の人寄て仰山ニ有之候間子細を被尋候処角力取ならん人が人を誤て此家に逃入り候処抜身を所持せし故取押へ難渋なりとて小路廻駈の者も数人取寄居けれ共一向埒明かざる様にや太兵衛其元兵ハ突ニ取押へ出来不申候哉成程手段無之行当り居申候しからば押へ遣へしとてなで杵を取寄是をもてかへをうちくづし尻より這入て其者を何の苦もなく捕押へられければ其仕方屈強の事ニ而衆人目を驚しけり跡にて諸人右之様子を尋ければ右躰之口をなし候へハ取籠ル者もいな事と存暫ハ油断するなり其上尻より這入り候へは縦抜身を所持して一太刀二太刀はきるとも尻べたなれハこらへる事にて其内ニは取押へぬるハあるましと存右之通取計ひたると答へけるとなん

5 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』(一九七四年三月二九日、熊本大学附属図書館刊)、四六頁〜四九頁。

6 「評言と構想」(第2輯、昭和50年7月1日、浅川書店発行)掲載の拙稿『鷗外・歴史文学論序説』、五六頁。

附記

『都甲文書』閲覧に際し、東京大学図書館のお世話になりました。

参考資料ハ初出調査▽

その一	大正6・1・1	東京日日新聞	大正6・1・1	大阪毎日新聞
その二	1・2		1・2	
その三	1・3		1・3	
その四	1・4		1・4	
その五	1・5		1・5	
その六	1・6		1・6	
その七	1・7		1・7	

——一九七七・二・二六——